

河川法改正の流れと河川整備基本方針

明治29年

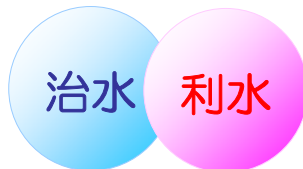
洪水被害の多発による治水整備の必要



近代河川制度の誕生

昭和39年 改正

高度経済成長による水需要の増大



治水・利水の体系的な整備

平成9年 改正

河川の自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まり



治水・利水・環境の総合的な河川の整備

工事実施基本計画に基づいた河川整備

河川整備基本方針に基づいた河川整備

河川整備基本方針ならびに河川整備計画策定までの流れ

河川整備基本方針(長期的な方針)

計画高水流量等の基本的な事項について、河川管理者が審議会の意見を聴いて定める

雄物川水系 河川整備基本方針の原案の作成

意見

社会資本整備審議会
河川分科会(小委員会)

小委員会
● 第一回 H19.9.6
● 第二回 H19.9.26
河川分科会 H19.12.7

雄物川水系 河川整備基本方針の決定

H20.1.28

河川整備計画(具体的な整備の計画)

ダム、堤防等の具体的な整備の計画について、河川管理者が地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させて定める

雄物川水系 河川整備計画の素案の作成

意見

河川に関し学識経験を有する者の意見

意見

意見を聞く会開催等による住民意見の反映

雄物川水系 河川整備計画(案)の作成

意見

関係都道府県知事の意見

雄物川水系 河川整備計画の策定

河川工事・河川の維持管理等の実施

河川整備基本方針に定める事項

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

治水 災害の発生の防止又は軽減

利水 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

環境 河川環境の整備と保全

2. 河川の整備の基本となるべき事項

- 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- 主要な地点における計画高水流量に関する事項
- 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
- 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

具体的な河川工事や維持管理等の内容については、河川整備基本方針の内容を踏まえて、河川整備計画において定める

<基本方針策定の主なポイント>

治水対策

- 工事実施基本計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量確率手法による検証及び既往洪水からの検証により、基本方針においても既定計画の基本高水のピーク流量を基準地点椿川地点で9, 800m³/sと設定
- 基本高水のピーク流量と計画高水流量の差分については、既設及び事業中の洪水調節施設等で対応
- 河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上
- 河道の整備にあたり、上流の流下能力を増大させるとその下流部に対する負荷が増すことから、堤防を含む河道の縦横断形などの河道整備の在り方について検討し、また、動植物の生息・生育・繁殖の場となっている良好な河川空間等に配慮し、必要な整備を図る

利水対策

- 広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、関係機関と連携して必要な流量を確保する
- 椿川地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量を概ね80m³/sとする

環境対策

- 雄物川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、良好な河川景観や多様な動植物が生息・生育・繁殖する自然環境を保全及び創出し、次世代に引き継ぐよう努める
- サケ科魚類やアユ等の回遊性魚類の遡上環境等の確保や産卵床の保全及びイバラトミヨ雄物型、トミヨ淡水型が生息しているワンド等の湧水環境の保全に努める
- これまでの経緯を踏まえ、玉川酸性水対策を継続実施するとともに、雄物川が育んできた豊かな自然環境、歴史、文化等の恵みを活かした地域づくりに資する川づくりを推進

ソフト対策

- 洪水、土砂、火山、津波等による被害を極力抑えるためのハザードマップ作成支援、地域住民も参加した防災訓練等により、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る